

ID: 264

担当部署: 建設課

<b>処分の概要</b>	用途の廃止の承認		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	八頭町法定外公共物管理条例 第17条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第156号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (用途の廃止)  第17条 町長は、法定外公共物がその用途及び目的を喪失し、将来も公共の用に供する必要がないと認めるときは、その用途を廃止し、町の普通財産とすることができる。</p> <p>2 前項の規定により用途の廃止ができる場合は、おおむね次の場合とする。</p> <p>(1) 当該法定外公共物の現況が、その機能を喪失し、かつ、将来とも機能が回復すると認められない場合</p> <p>(2) 代替施設の設置により、当該法定外公共物を存置する必要がなくなった場合</p> <p>(3) 地域開発等により、当該法定外公共物を存置する必要がなくなる場合</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が、法定外公共物として存置する必要がないと認める場合</p>			
<p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	15日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日